

山梨県公報

号外第三号

平成二十九年

一月二十四日

火曜日

目次

条例

○山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………一
○山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- 山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第一号)(県民生活・男女参画課)
- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定を整理することとした。
 - 2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。
- 山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)(警察本部警備第一課)
- 1 ガス事業法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理することとした。
 - 2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年一月二十四日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県条例第一号

山梨県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

山梨県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年山梨県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(助成金支給書類の提出)」に改め、同条第二項を削る。

山梨県公報号外 第三号 平成二十九年一月二十四日

第十六条(見出しを含む。)中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第十七条及び第十八条第二項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二十條第一項及び第二十一條第一項中「及び法第五十四條第二項から第四項まで」を「並びに法第五十四條第二項及び第三項」に改める。

第二十二條第一項中「第五十四條第五項」を「第五十四條第四項」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年一月二十四日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県条例第二号

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年山梨県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番